

令和 2 年 1 2 月 2 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏
(公印省略)

感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制確保について

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部（局）に対し、事務連絡「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制確保について」が発出されました。

本件は、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大といった感染状況も踏まえ、確保病床を最大限活用するとともに、更なる病床の確保に向けての支援策や取組事項をとりまとめ、入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージとして示したものです。具体的には、一般医療を確保しつつ新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供体制を拡充していくための 5 つの取組（1.更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援、2.既存施設等の最大限の活用等による病床確保、3.院内感染の早期収束支援、4.看護師等の医療従事者派遣の支援等による人材確保、5.高齢者施設等での感染予防及び感染発生時の早期収束）の推進とのことであり、「別紙」とともにご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会管下関係機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

追って、本事務連絡中の別添 1 から別添 1 1 については、大部でもあり、過去にご案内済みのものもあるため、本状に添付はいたしません。下記の厚生労働省ウェブサイトでご確認頂けますことを申し添えます。

記

- ・厚生労働省：自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

以上

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 25 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制確保について

新型コロナウイルス感染症対策については、ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和 2 年 6 月 19 日付け事務連絡）を踏まえ、各都道府県におかれては、病床・宿泊療養施設確保計画の策定及びそれに基づく病床の確保をはじめとして様々な取組を行いつつ、各地域における感染者増にも対応していただいているところ です。

一方で、新型コロナウイルスの感染状況については、全国で新規感染者数の増加が続き、過去最多の水準となっています。また、大都市圏の感染拡大が波及することにより、新たな地域での感染拡大の動きも続き、全国的に感染が拡大しており、入院者数や重症者数の増加により、医療提供体制への負荷が更に高まっております。

こうした感染状況も踏まえ、確保病床を最大限活用するとともに、更なる病床の確保に向けての支援策や取組事項を下記のとおり取りまとめました。

都道府県におかれましては内容について十分に御了知の上、医療提供体制の確保に取り組んでいただくようお願いいたします。

記

1. 入院受入医療機関への緊急支援について

(1) 更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援

- 感染者の急増により、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病床が一部の地域で逼迫し始めている中で、さらに必要となる新型コロナウイルス感染症患者等の受入病床と人員を確保するため、今年度中の緊急的な措置として受入体制を強化するための支援を行うこととしており（別添1）、都道府県におかれてはこの支援策を活用の上、既に患者を受け入れている医療機関への支援のみならず、これまで患者を受け入れていない医療機関も含め、更なる病床の確保に努めていただきたい。

2. 確保病床の最大限の活用について

(1) 感染が拡大し、医療への負荷が高まっているときの入院の考え方

① 「診療の手引き」を改訂し、重症化のリスク因子等の提示

- 医師が入院の必要性を判断する必要がある場合の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第4.1版」において、科学的根拠を踏まえて、COPDや慢性腎不全等の重症化のリスク因子、レジストリ分析結果に基づく高齢者の基礎疾患の有無と年齢（5歳別）ごとの致命率、学会等が開発した症状等に基づく予後予測スコアを示しており（別添2）、現場で活用いただけるよう、周知いただきたい。

② 感染拡大時に入院治療が必要な患者の考え方を地域で協議して活用している地域の取組事例

- 東京都や神奈川県等で、感染拡大時に入院治療が必要な患者の考え方を地域で協議して策定し、それに基づき入院措置の運用を行っている（別添3）。
- 地域の関係者で十分な協議の上で入院治療が必要な患者の考え方を都道府県単位でスコアやフロー図で定め、運用することで、保健所や政令市・中核市ごとではなく、都道府県全体が一体となって、感染状況を踏まえた入院措置の運用が行えると考えており、必要に応じて参考とすること。

③ 都道府県調整本部等が行う患者の入院調整や各医療機関の患者受入状況について、地域の医療機関間での情報共有（見える化）

- 新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関において、その地域の他

の医療機関の患者受入れ状況を把握できず、受入れ状況に医療機関毎の「偏り」が生じることがあるとの指摘がある。

- 都道府県調整本部や保健所等と受入れ医療機関等、地域の関係者全員での情報共有（見える化）を促進することで、その地域における患者発生状況や入院受入れ患者像等の地域での共有が促進され、受入れ状況の偏りの解消に資するものと考えられる。
- なお、その地域の患者受入れ状況については、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用することで、「見える化」を図ることが可能である。また、Excel ファイルで行う場合には、（別添4）で情報共有（見える化）の例示となるテンプレートを参考に作成したため、適宜、都道府県の状況に合わせて必要項目を追加する等してご活用いただきたい。

（2）治療後、回復した患者を受け入れる後方医療機関支援等

- 新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた診療報酬上の特例的な対応として、回復患者の転院支援に係る評価等を行っている（別添5）。
- また、退院基準については、医療機関及び関係団体等に対して診療の手引き等でお示ししているところであり、引き続き周知に努めていただきたい。
- 介護施設に関しては以下の取扱い等が示されており、退院患者の受け入れ促進のために活用すること。
 - 退院基準のわかりやすい取扱いと、感染の疑いがない退院患者の適切な受け入れ。
 - 自治体の要請等により定員を超えて受け入れた場合でも減算を適用しない等、施設基準、人員基準等の柔軟な取扱い。
 - 要介護認定を受けていない場合、必要に応じ暫定ケアプランの活用が可能であること。

（3）緊急時の柔軟な職員配置について

- 医療法（昭和23年法律第205号）上の人員基準について、新型コロナウイルス感染症への対応等により、例えば他の医療機関等に職員を派遣した場合等については、一時的に人員基準を満たさない場合でも問題ないこととしている（別添6）。
- また、「新型コロナウイルス感染症患者等の受け入れ医療機関」や「新型

新型コロナウイルス感染症患者等の受け入れ医療機関等に職員を派遣した医療機関」において、診療報酬上の看護配置や月平均夜勤時間数等の要件について柔軟な運用をすることが可能である（別添7）。

（4）宿泊・自宅療養の活用

- 「11 月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について（要請）」（令和2 年 11 月 22 日付け事務連絡）において、病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力したうえで、なお、病床がひっ迫する場合には、入院勧告等ができるとしている者のうち、医師が入院の必要がないと判断した場合には、宿泊療養（適切な場合は自宅療養）としても差し支えないこととしており、今後もこうした取扱を徹底し、医師が入院の必要がないと判断した無症状者や軽症患者は、高齢者等も含め宿泊療養・自宅療養を活用すること。
- ただし、その場合には、HER-SYS を活用するなどして丁寧な健康観察を実施するとともに、家庭内にリスクの高い方がいる場合や、入院の必要はないが注意が必要な方等に対しては、宿泊療養の活用を特に検討すること。
- なお、宿泊療養や自宅療養における健康管理については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル（第4版）」（令和2 年 8 月 6 日付け事務連絡）や「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第4版）」（令和2 年 8 月 7 日）も参照し、その適切な実施について、徹底を図ること（別添8）。

（5）既存施設・敷地の最大限の活用

- ICU 等のカーテンや簡単な仕切りにより病床が分けられた、いわゆる多床室形式のユニット部分について、ゾーニングのための改修を実施することで、既存施設を活用した病床の増床が可能であるが、この場合、緊急的かつ一時的に設置する臨時の区画整備や簡易陰圧装置の設置に要する費用は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の支援対象であるため、そのような対応が可能な医療機関に対してその旨を周知すること。
- また、一部の地域で、医療機関の敷地内に新たにプレハブ病棟を設置して、病床を新たに確保しているが、プレハブ病棟はゾーニングしやすい形で新たに設置できるため、医療従事者等が確保できる場合には、陽性患者受入れ病床確保の一つの手段となる。新たなプレハブ病棟に患者を入院させることについては、医療法施行規則（昭和23 年厚生省令第50 号）第10

条第1項ただし書き上の臨時応急措置に該当するため、特例的に病床設置に係る手続きは不要であり、構造設備の変更手続きを行うことで設置可能となる（構造設備の変更手続きについては、事後で差し支えないこととしている。）（別添9）。また、プレハブ病棟を設置する場合、簡易病室及び付帯する備品の整備支援が新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象となる。

- なお、そのような取組を検討している場合には、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部医療班又は医政局総務課に適宜相談すること。

3. 院内感染時の対応策について

(1) 新型コロナウイルス感染症による院内感染の早期収束支援

- 感染が拡大している地域では、すべての医療機関において、院内感染が発生する可能性が高まっている。院内感染が発生した場合、医療機関は、早期に収束させると同時に、入院・外来機能への影響を最小化するため、必要な外部からの支援を得て、陽性者・濃厚接触者への対応等の必要な初期対応を確実に行うことが重要である。
- このため、院内感染が発生した場合における、①医療機関がとるべき初期対応、②医療機関に対する支援メニュー、③入院・外来機能の維持・停止・再開のための5つの確認事項を取りまとめたので、適宜参照の上、医療機関に周知するとともに、院内感染が発生した医療機関への支援として活用すること（別添10）。
- 感染が拡大している地域においては、院内感染発生時には状況に応じてその医療機関で陽性患者の療養を継続することがあり、その際にも活用できる内容となっている。
- また、精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症対策の事例（感染予防策、医療圏ごとの体制確保、クラスター発生時の対応等、全国の精神科医療機関における事例）について、「精神科医療現場における新型コロナウイルス感染症対策事例集 第1版」として取りまとめているため（別添11）、今後の感染対策に活用できるよう医療機関等への周知を行うこと。

4. 人材確保について

(1) 看護師等の医療従事者派遣の支援

① 看護師等を派遣する派遣元への支援

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の「DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業」については、クラスターが発生した医療機関等に対して医師・看護師等を派遣する医療機関等に補助を行うことが可能であり、今般、派遣される医師・看護師等の処遇にも配慮する観点から、重点医療機関に派遣する場合の補助上限額を、医師 1 人 1 時間あたり 15,100 円(従前 7,550 円)、看護師等の医療従事者 1 人 1 時間あたり 5,520 円(従前 2,760 円)、業務調整員 1 人 1 時間あたり 3,120 円(従前 1,560 円)に引き上げを実施。

② 都道府県ナースセンターによる潜在看護師等の復職支援

- 都道府県ナースセンターに登録されている潜在看護師等の活用として、都道府県看護協会やナースセンターが日本看護協会の協力の下、研修や派遣先調整を実施し、宿泊療養施設等の人材の確保を行っている。

【これまでの実績等(本年 4 月～12 月 11 日) ※求人数は 11 月 15 日】

- ・求人数 3,382 名に対して、就業者数は 2,105 名
- ・派遣先は宿泊療養施設が約 50%、コールセンター・保健所・PCR センター等が約 45%
- また、潜在看護師等が新型コロナウイルス感染症関連施設に安心して就業するために必要な研修や効果的なマッチングスキームを検討し、横展開を実施予定であり、改めて周知を行う予定である。

③ DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業等による看護師等派遣フレーム

- DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業等による看護師等派遣フレームを活用し、日本看護協会が各都道府県看護協会と調整し、県外医療機関に感染管理認定看護師等を含めた看護師等の応援派遣をする仕組みを整備しているため、必要な場合は都道府県看護協会に相談すること。
- また、全国知事会と連携し、都道府県の要請を踏まえ、医療スタッフを派遣している。必要な場合は、全国知事会や厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部地方支援班に相談すること。

【これまでの実績等(～12 月 22 日)】

- ・沖縄県に 34 名(8、9 月)
- ・北海道に 20 名(12 月より順次)

- ・大阪府に 27 名（12 月より順次）

- さらに、派遣看護師等確保のため、日本看護系大学協議会に看護大学院生や教員に協力依頼を行う予定である。

④ ECMOnet を活用した専門医等派遣

- 重症者が多い地域に対して ECMOnet を活用し、関係学会と連携して専門医等を派遣可能な体制を確保しており、専門家派遣が必要な場合には、ECMOnet 又は厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部医療班に相談すること。

【これまでの取組等】

- ・感染拡大地域への派遣準備として、地域の状況を踏まえて、事前に厚生労働省と ECMOnet が協議を行い、ECMO 専門家チームの人選等、派遣要請に対応できる体制とする。
- ・本年 4 月以降、特定地域での重症患者の増加に備え、ECMOnet による現場の医師等に対する研修を 46 都道府県で合計 48 回開催。1,500 名以上参加。

（２）看護補助者等の確保や民間業者への委託による病棟業務の後方支援

- 看護師等の負担を軽減するため、看護業務のうち必ずしも看護師等が行わなくても良い業務（配膳、リネン交換、清掃等）を行う看護補助者の確保につなげるよう、看護補助者向けの感染対策に係る研修教材を作成しており、追って周知を行う予定である。

- 二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」及び「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）、本年 9 月 15 日の予備費による「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」（国直接執行の補助金）については、院内等での感染拡大を防ぎながら必要な医療を提供するための診療体制確保等に要する費用が補助対象となっており、消毒・清掃・リネン交換等の委託料、感染性廃棄物処理、个人防护具の購入費等に活用することが可能である。

- また、三次補正予算案においても、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和 2 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、現下の感染拡大の影響を踏まえた緊急的臨時的な対応として、診療・検査医療機関をはじめとした医療機関等への感染拡大防止等支援を計上していると

ころである。

- さらに、新型コロナウイルス感染症患者が入院している病棟・病室等の清掃・消毒を受託可能な民間業者の一覧を作成しているため、医療機関等に情報提供すること。
- 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための体制整備により、当該患者を受け入れていない一般病棟等においても人材不足が生じているところであるが、ハローワークにおいて、これらの一般病棟等への看護補助者のマッチングを強化するよう、都道府県労働局を通じて指示を行う予定としているので、医療機関等に対して、該当する求人予定がある場合はハローワークに提出するよう働きかけること。

(3) 看護師等の育児環境の確保

- 地域医療介護総合確保基金による病院内保育所の補助において、近隣のコロナ患者等の受け入れ医療機関等の看護師等の子どもで保育が必要な事案が生じた場合に、当該他の医療機関の子どもも利用できるよう、柔軟な対応を都道府県の家庭福祉部局に依頼している。
- また、医療従事者等の子どもに対する保育の提供において、次の取扱いが徹底されるよう、「医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応に関する取扱いの徹底について」（令和2年12月10日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）において改めて周知を行ったところであり、医療従事者等の育児環境の確保については、家庭福祉部局と連携のもと対応すること。
 - ・ 保護者の職業や勤務先の状況のみをもって、当該保護者の子どもを濃厚接触者に特定された子どもと同様の状況にあるとみなし、登園を避けるよう要請することは適切な取扱いではないこと。
 - ・ 医療需要が増大していること等に鑑みて、子どもの預け先がなくなることで、医療従事者等が自宅待機、休職又は離職せざるを得ないような状況が発生しないよう、臨時休園を行う等の場合においても、医療従事者等の子どもについては代替保育の提供を検討すること。

5. 高齢者施設等の対応策について

(1) 高齢者施設等への感染発生防止策や検査の引き続きの徹底

- 「高齢者施設における感染拡大防止対策の再徹底について」（令和2年11月24日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等に基づ

き、これまで示してきた平時から感染時までのケア等の具体的な留意点、自主点検実施要領、机上訓練シナリオ、感染対策のポイントをまとめた動画や手引きを活用した感染防止対策等の再徹底を行うこと。

- 高齢者は症状が重症化しやすく、医療提供体制への負荷の増大を防ぐ観点からも、感染防止や早期対応が一層重要であることから、引き続き、高齢者施設等の発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状を呈する入所者・従事者に対する検査や、陽性者が発生した場合の当該施設の入所者及び従事者全員を原則対象とした検査、感染者が多数発生している地域等における高齢者施設等への積極的な検査の実施について徹底を図ること。これについては、別途事務連絡（「高齢者施設等への検査の再徹底等について」（令和 2 年 12 月 25 日付け事務連絡））を発出している。

（２）感染発生時の早期収束のための感染管理の徹底と感染症対応力向上

- 感染が発生した場合には、下記のように、感染症対策に係る専門家への相談体制の確保又は速やかな派遣等の支援を行い、ゾーニング等の感染管理を実施すること。
 - 管轄の保健所や自治体、地域の医療機関等が施設と連携の下、感染管理や施設内感染発生時の初期対応等の技術的指示・助言を行う者の派遣を行う、連携体制を確保する等、相談・支援できる体制を確保すること。
 - その際、DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分））による医療機関又は都道府県看護協会から当該施設へ感染管理認定看護師等の派遣や感染症対策専門家派遣等事業（日本環境感染学会への委託事業）を活用した高齢者施設への支援（高齢者施設は同事業活用について自治体に要請）等も必要に応じて活用すること。
- また、「介護保険サービス従業者向けの感染対策に関する研修について（その３）」（令和 2 年 12 月 14 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等で示されている研修（実地研修含む）の受講促進や、応援体制の構築等を通じ、高齢者施設等の感染症対応力の向上に努めること。

(別紙)

感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ

以上

感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ

基本的な考え方

- これまで、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療と、必要とされる一般医療を両立して確保することを目指し、都道府県では策定した病床確保計画に基づき、病床確保を推進。
- 一方、全国の新規感染者数の増加が続き、過去最多の水準であるなど、急激に感染拡大が進行。
- これに伴い、入院者数、重症者数の増加が続いており、対応を続けている医療従事者への負荷も増大。今後も、継続して医療従事者へ負荷がかかることが見込まれる。
- こうした新たな局面においても、一般医療を確保しつつ、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供体制を拡充していくため、以下の取組を推進。

1. 更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援
2. 既存施設等の最大限の活用等による病床確保
3. 院内感染の早期収束支援
4. 看護師等の医療従事者派遣の支援等による人材確保
5. 高齢者施設等での感染予防及び感染発生時の早期収束

I. 入院受入 医療機関への 緊急支援

1. 更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援

- ・感染者の急増により、新型コロナ患者を受け入れる病床が一部の地域で逼迫し始めている中で、さらに必要となる**新型コロナ患者の受入病床と人員を確保**するため、今年度中の緊急的な措置として、**受入体制を強化するための支援**を行う。

1. 感染が拡大し、医療への負荷が高まっているときの入院の考え方

- ・「**診療の手引き**」を改訂し、医師が入院の必要性を判断する必要がある場合に参考となるよう、重症化のリスク因子等を提示。
- ・感染拡大時に入院治療が必要な患者の考え方を**地域で協議して活用している地域の取組事例を紹介**。
- ・都道府県調整本部等が行う**患者の入院調整や各医療機関の患者受入状況について、地域の医療機関間での情報共有(見える化)を促進**。
- ・院内感染発生時には、必要な支援を行った上で、状況に応じてその医療機関で陽性患者の療養を実施。

2. 治療後、回復した患者を受け入れる後方医療機関の支援等

- ・新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、**いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の3倍（750点）を算定**。
- ・介護施設について、**施設基準、人員基準等の柔軟な取扱いや暫定ケアプランの活用が可能**との周知を行い、退院患者の受入れを促進。

3. 緊急時の柔軟な職員配置

- ・コロナ患者等の受け入れ医療機関やコロナ患者等の受け入れ医療機関等に職員を派遣した医療機関では、診療報酬上の看護配置や月平均夜勤時間数等の要件を柔軟に運用可能と改めて周知。

4. 宿泊・自宅療養の活用

- ・病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力したうえで、なお、病床がひっ迫する場合には、医師が入院の必要が無いと判断した無症状者や軽症患者は、高齢者等も含め宿泊療養・自宅療養を活用（丁寧な健康観察を実施）。

5. 既存施設・敷地の最大限の活用

- ・ICUを含む多床室形式のユニット部分について、ゾーニングのための改修等による、既存施設を活用した病床増床の支援（臨時区画整備や簡易陰圧装置の設置等の支援について改めて周知）。
- ・プレハブ病棟はゾーニングしやすい形で新たに設置できるため、医療従事者等が確保できる場合には、医療法の特例の活用等により、医療機関内の敷地内にプレハブ病棟を設置することが可能であること、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により、簡易病室及び付帯する備品の整備が支援対象であることを明確化。

II. 確保病床の 最大限の活用

Ⅲ. 院内感染時の対応策

1. 新型コロナ院内感染の早期収束支援

- ・院内感染発生時に早期の収束を実現するため、当該医療機関で取るべき、ゾーニング等の感染管理の方法、外部からの人的支援・物資支援、国の財政支援（重点医療機関の病床確保料、消毒・清掃・リネン交換等の感染拡大防止等支援）の活用について提示。
これらにより、無症状者や軽症患者等が当該医療機関で療養を継続することを可能とする。
- ・外来・入院受入れの維持や停止後の早期再開のための確認事項（ゾーニングや感染対策の対応状況等）を提示。

1. 新型コロナ患者に対応する医療従事者の確保支援

- ・感染者の急増により、新型コロナ患者を受け入れる病床が一部の地域で逼迫し始めている中で、さらに必要となる**新型コロナ患者の受入病床と人員を確保**するため、今年度中の緊急的な措置として、**受入体制を強化するための支援**を行う（再掲）。

2. 看護師等の医療従事者派遣の支援

- ・新型コロナの影響で人員が必要となる医療機関に対して医師・看護師等を派遣する場合、緊急包括支援交付金の補助対象となることを明確化。
（12/14より重点医療機関に派遣される場合の補助上限額引き上げ。
医師：1時間7,550円→15,100円、看護師等：1時間2,760円→5,520円）
- ・都道府県ナースセンターに登録されている**潜在看護師等を活用**し、看護協会が調整して、**宿泊療養施設等の人材を確保**。
- ・潜在看護師等が新型コロナウイルス感染症関連施設に安心して就業するために必要な研修や効果的なマッチングスキームを検討。
- ・全国知事会を通じた看護師等の広域派遣。
- ・**日本看護協会が各都道府県看護協会と調整し、県外医療機関に感染管理認定看護師を含めた看護師等の応援派遣をする仕組み**の活用。
- ・**重症者が多い地域**に対して関係学会と連携して**専門医等を派遣**（ECMOnetの活用）。

3. 看護補助者等の確保や民間業者への委託による病棟業務の後方支援

- ・看護補助者の確保につなげるよう、看護補助者向けの感染対策に係る研修教材を作成し、周知。
- ・院内の消毒・清掃等の委託料等は感染拡大防止等支援の補助対象経費であることを明確化し、民間業者への委託を促進。
- ・新型コロナウイルス感染症患者が入院している病棟・病室等の清掃・消毒を**受託可能な民間業者の一覧を医療機関に提供**。
- ・コロナ対応のしわ寄せを受けるその他病棟等に対し、ハローワークによる看護補助者のマッチングを強化し、医療提供体制全体を支援。

4. 看護師等の育児環境の確保

- ・コロナ患者受け入れ医療機関等の医療従事者等の子どもが他の医療機関の院内保育所を入所できるよう、柔軟な対応を依頼。
- ・**保護者の勤務先等の状況のみをもって医療従事者等の子供の保育所への登園を断ることは適切ではないこと等の周知徹底**。
- ・子どもの預け先がなくなること、医療従事者等が自宅待機、休職又は離職せざるを得ないような状況が発生しないよう、**臨時休園を行う等の場合**においても、**医療従事者等の子ども**については**代替保育の提供**の検討を要請。

1. 高齢者施設等での感染予防及び感染発生時の早期収束

- ・高齢者施設等での感染発生防止策や検査の引き続きの徹底。
- ・感染発生時の早期収束のための感染管理の徹底と感染症対応力向上。

Ⅳ. 人材確保

Ⅴ. 高齢者施設等の対応策

更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援

- 感染者の急増により、新型コロナ患者を受け入れる病床が一部の地域で逼迫し始めている中で、さらに必要となる**新型コロナ患者の受入病床と人員を確保**するため、今年度中の緊急的な措置として、**新型コロナ患者の受入病床を割り当てられた医療機関に対して、新型コロナ対応を行う医療従事者を支援して受入体制を強化するための補助**を行う。（国直接執行）

1. 対象医療機関

- 病床確保計画の最終フェーズとなった都道府県又は病床が逼迫し受入体制を強化する必要があると判断した都道府県が、国に申し出て、国が認めた場合、当該都道府県において新型コロナ患者・疑い患者の受入病床を割り当てられている医療機関
 - ・ 都道府県は、病床が逼迫する地域に限定して、国に申し出ることも可能。
 - ・ 医療機関は、申請時点で確保病床の病床使用率が25%以上であること※。医療機関は3/31まで、都道府県からの患者受入要請を正当な理由なく断らないこと。医療機関は2/28までに申請を行うこと。
※ 令和2年12月25日以降新たに割り当てられた確保病床は除く。新たに割り当てられた確保病床は補助の対象。

2. 補助基準額

- 確保病床数に応じた補助（①～③の合計額）
 - ① 重症者病床数×1,500万円
 - ② その他病床数×450万円
 - ③ 協力医療機関の疑い患者病床数×450万円

3. 対象経費

- 令和2年12月25日から令和3年3月31日までにかかる以下の①及び②の経費
 - ① 新型コロナ対応を行う医療従事者の人件費（新型コロナ対応手当、新規職員雇用にかかる人件費等、処遇改善・人員確保を図るもの）
 - ・ ①により、新型コロナ患者の入院受入医療機関が新型コロナ対応を行う医療従事者の処遇改善・確保に取り組む。
 - ・ 新型コロナ対応手当の額、支給する職員の範囲は、治療への関与や院内感染・クラスター防止の取組への貢献の度合いなどを考慮しつつ、医療機関が決定。
 - ② 院内等での感染拡大防止等に要する費用（消毒・清掃・リネン交換等委託、感染性廃棄物処理、個人防護具購入等）
 - ・ ②により、消毒・清掃・リネン交換等の委託料に活用することが可能。看護師等の負担軽減の観点から、医療機関は、これらの業務を民間事業者へ委託できる。
 - ・ ②の経費は、補助基準額の1/3を上限。例えば、補助基準額が7500万円の場合、②の経費への補助金の使用は2500万円が上限となり、補助基準額の補助を受ければ、①の医療従事者の人件費への補助金の使用は5000万円以上となる。

4. 所要額 2,693億円（令和2年度予備費）

5. スケジュール

- ・ 12/25(金) 予備費使用の閣議決定、交付要綱の発出、都道府県からの申出受付開始、補助金の申請受付開始

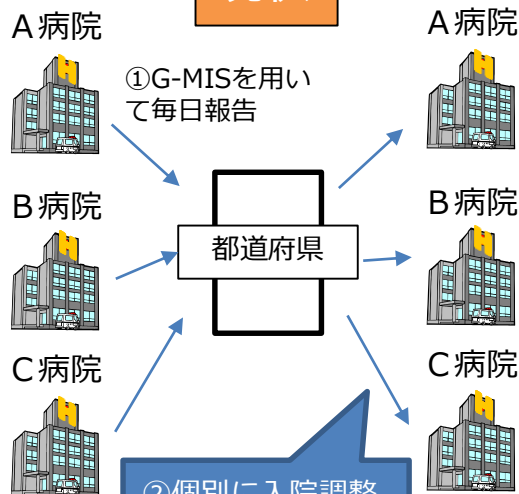
Ⅱ. 確保病床の最大限の活用

1. 感染が拡大し、医療への負荷が高まっているときの入院の考え方

- ① 「診療の手引き」を改訂し、医師が入院の必要性を判断する必要がある場合に参考となるよう、重症化のリスク因子等を提示。
 - 科学的根拠を踏まえて、COPDや慢性腎不全等の重症化のリスク因子、レジストリ分析結果に基づく高齢者の基礎疾患の有無と年齢（5歳別）ごとの致命率、学会等が開発した症状等に基づく予後予測スコアについて提示する。
- ② 感染拡大時に入院治療が必要な患者の考え方を地域で協議して活用している地域の取組事例を紹介。
- ③ 都道府県調整本部等が行う患者の入院調整や各医療機関の患者受入状況について、地域の医療機関間での情報共有（見える化）を促進。
 - 各病院が他病院の受入れ状況を把握できず、患者受入れ状況に病院毎の「偏り」があるとの指摘を踏まえ、情報共有を促進。
 1. 医療機関は、患者受入れ状況を都道府県調整本部へG-MISにより報告する。
 2. 各都道府県調整本部は、報告された各病院の受入れ状況を全病院間で情報共有（見える化）を行うこととする。

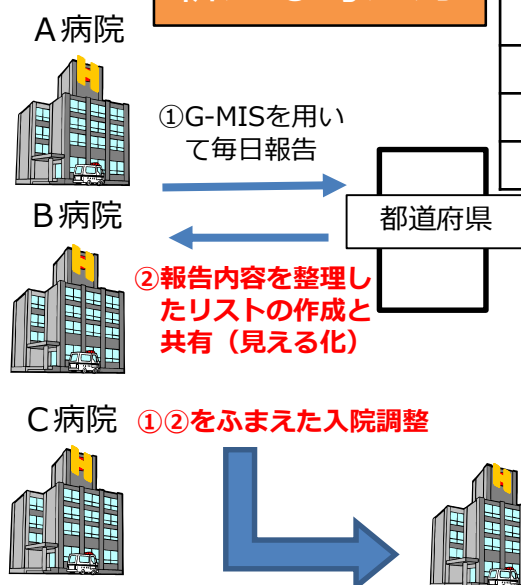
新型コロナウイルス感染症
COVID-19
診療の手引き 1-4-1
2020

現状



お互いの入院の
受入れ状況が
わからない

新たな考え方



＜全病院間での情報共有（見える化）のイメージ＞

	現在の 受入れ	受入れ 可能	前 使用率	共有後の 調整イメージ	後 使用率
病院A	7人	16人	44%	13人(+6)	81%
病院B	7人	8人	87%	7人(+0)	87%
病院C	1人	5人	20%	4人(+3)	80%

お互いの受入れ状況が「見える化」

Ⅱ. 確保病床の最大限の活用

2. 治療後、回復した患者を受け入れる後方医療機関支援等

- 新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、**いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の3倍（750点）を算定できることとする。**
- 退院基準については、医療機関及び関係団体等に対して診療の手引き等で示しており、引き続き周知を促すことで適切な受け入れを促進する。
- 介護施設について以下の対応を行い、退院患者の受け入れ促進を図る。
 - **退院基準をわかりやすく示すとともに、感染の疑いがない退院患者の適切な受け入れを再周知。**
 - 自治体の要請等により定員を超えて受け入れた場合でも減算を適用しない等、**施設基準、人員基準等の柔軟な取扱い**について周知。
 - 要介護認定を受けていない場合、必要に応じ**暫定ケアプランの活用が可能**であることの再周知。

後方医療機関への支援

二類感染症患者入院診療加算（一日につき）の3倍を算定（750点）

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その31）」

（令和2年12月15日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）抜粋

2. 転院を受け入れた保険医療機関に係る評価について

新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数（**750点**）を算定できることとする。

※以下の厚生労働省ホームページより事務連絡の確認が可能
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

退院基準を分かりやすく周知

退院基準

<症状があった場合>

- 以下の2項目を満たすこと
 - ・ **発症日又は検体採取日から10日間経過**
 - ・ **症状軽快後72時間経過**
- ⇒ **検査不要で退院可能**

<無症状であった場合>

- 以下の項目を満たすこと
 - ・ **検体採取日から10日間経過**
- ⇒ **検査不要で退院可能**

※有症状者と無症状病原体保有者の退院基準を1種類ずつ記載
 （参考）新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第4版

→退院基準及び同基準を満たし退院した患者は感染性が極めて低いことについてわかりやすく示す

介護施設等への受入促進

定員超過・施設基準・人員基準等の柔軟な取扱い

- 感染流行時に、自治体の要請等に基づき、コロナ受入医療機関からの退院患者を入所させる場合、
 - ・ **定員超過減算を適用しない、**
 - ・ **当該入所者は施設基準等の算出根拠としない等**の柔軟な取扱いを行う。

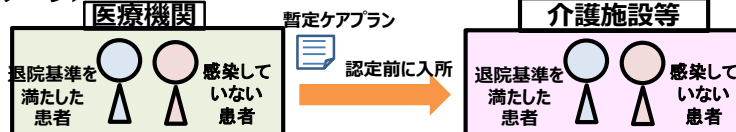
<イメージ>



暫定ケアプラン（みなし認定）を活用した入所等

- 要介護認定を受けていない患者の受け入れ促進のため、**要介護認定申請中であっても、暫定ケアプランを活用した場合、認定結果が出る前に、介護サービスの利用が可能。**

<イメージ>



Ⅱ．確保病床の最大限の活用

3.緊急時の柔軟な職員配置

- 新型コロナウイルス感染症への対応等で他医療機関等に職員派遣等した場合の医療法施行規則上の職員配置の要件について柔軟な運用をすることが可能となる旨について改めて周知することにより、コロナ対応医療機関等における職員確保に活用できる。
- 「コロナ患者等の受け入れ医療機関」や「コロナ患者等の受け入れ医療機関等に職員を派遣した医療機関」において、診療報酬上の看護配置や月平均夜勤時間数等の要件について柔軟な運用をすることが可能である旨について改めて周知することにより、コロナ対応医療機関等における看護職員確保に活用できる。

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」（令和2年8月31日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）抜粋

1. 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いについて

(1) これまでに示した臨時的な取扱いについて

- ② 月平均夜勤時間数について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当分の間、基本診療料の施設基準等通知の第3の1(1)の規定にかかわらず、変更の届出を行わなくてもよいものとすること。
- ③ 1日当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、基本診療料の施設基準等通知の第3の1(3)及び(4)の規定にかかわらず、変更の届出を行わなくてもよいものとすること。

(2) 臨時的な取扱いの対象とする保険医療機関等

(1)で示した臨時的な取扱いの対象とする保険医療機関等については、以下ア～エのとおりとする。

- ア 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等
- イ アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等
- ウ 学校等の臨時休業に伴い、職員の勤務が困難となった保険医療機関等
- エ 新型コロナウイルス感染症に感染し又は濃厚接触者となり出勤ができない職員が在籍する保険医療機関等

※以下の厚生労働省ホームページより事務連絡の確認が可能

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

新型コロナウイルス感染症
自治体・医療機関向けの
情報一覧（事務連絡等）



Ⅱ．確保病床の最大限の活用

4. 宿泊・自宅療養の活用

- 11月22日に病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力したうえで、なお、病床がひっ迫する場合には、入院勧告等ができるとしている者のうち医師が入院の必要がないと判断した場合は宿泊療養又は自宅療養としても差し支えないこととしており、今後もこうした取扱を徹底し、医師が入院の必要がないと判断した無症状者や軽症患者は、**高齢者等も含め宿泊療養・自宅療養を活用**する（丁寧な健康観察を実施）。

- ※ 一部の地域では、無症状者・軽症患者の自宅療養を積極的に実施することで、入院を優先度の高い者に絞り込む運用を徹底
- ※ 自宅・宿泊療養患者の健康フォローアップにはHER-SYSの活用が可能
- ※ 家庭内にリスクの高い方がいる場合や、入院の必要はないが注意が必要な方等に対しては、宿泊療養の活用も特に検討

5. 既存施設・敷地の最大限の活用

- ICU等のカーテンや簡単な仕切りにより病床が分けられた、いわゆる多床室形式のユニット部分について、ゾーニングのための改修を実施することで、既存施設を活用した病床の増床が可能である。この場合、臨時の区画整備や簡易陰圧装置の設置に要する費用は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の支援対象となることを周知。
- 一部の地域で、医療機関の敷地内に新たにプレハブ病棟を設置して、病床を新たに確保しているが、プレハブ病棟はゾーニングしやすい形で新たに設置できるため、医療従事者等が確保できる場合には、陽性患者受入れ病床確保の一つの手段となる。
- その際、**医療法における入院場所の特例の活用**等により、**医療機関内の敷地内にプレハブ病棟を設置**することが可能であることを明確化。
- プレハブ病棟を設置する場合、**簡易病室及び付帯する備品の整備支援**が新型コロナウイルス感染症緊急包括支援**交付金の対象**となることを周知。

Ⅲ. 院内感染時の対応策

1. 新型コロナによる院内感染の早期収束支援

- 感染が拡大している地域では、すべての医療機関において、院内感染が発生する可能性が高まっている。院内感染が発生した場合、医療機関は、早期に収束させると同時に、入院・外来機能への影響を最小化するため、必要な外部からの支援を得て、陽性者・濃厚接触者への対応等の必要な初期対応を確実に行うことが重要である。
- このため、院内感染が発生した場合における、①医療機関がとるべき初期対応、②医療機関に対する支援メニュー、③入院・外来機能の維持・停止・再開のための5つの確認事項を示す。
- また、精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症対策の事例集（感染予防策、医療圏ごとの体制確保、クラスター発生時の対応等）を示し、今後の感染対策に活用。

①医療機関の初期対応

- ✓ 指揮系統の明確化
- ✓ 基本的感染対策の強化・徹底
- ✓ 陽性者・濃厚接触者等発生状況の把握
- ✓ 濃厚接触者や陽性者の感染対策
- ✓ 職員の就業制限

初期対応を行う際、**速やかに**地域連携や保健所等の外部機関に**相談し、必要な外部からの支援を得る。**

②支援メニュー

- ✓ 感染制御に関する支援
- ✓ 症状悪化時の支援
- ✓ 医療従事者の支援
- ✓ 個人防護具の支援
- ✓ 財政支援

③入院・外来機能の維持や停止/再開の5つの確認事項

1. 陽性者・濃厚接触者等の発生状況の把握・適切な健康観察
2. 陽性者・濃厚接触者等の適切な隔離とゾーニング
3. 飛沫・接触感染対策等の基本的感染対策の確認
4. 個人防護具等の医療資源が確保
5. 医療従事者の確保

③の5つの確認事項が満たされたら、原則、当該医療機関又は病棟の機能を維持・再開。

IV. 人材確保

2. 看護師等の医療従事者派遣の支援

① 看護師等を派遣する派遣元への支援

- 緊急包括支援交付金において、新型コロナの影響で人員が必要となる医療機関に医師・看護師等を派遣する場合、派遣元医療機関への補助を実施
- **12/14から**、重点医療機関に派遣する場合の**補助上限額を引上げ**。これにより、**派遣される医師・看護師等の処遇向上を図る**。

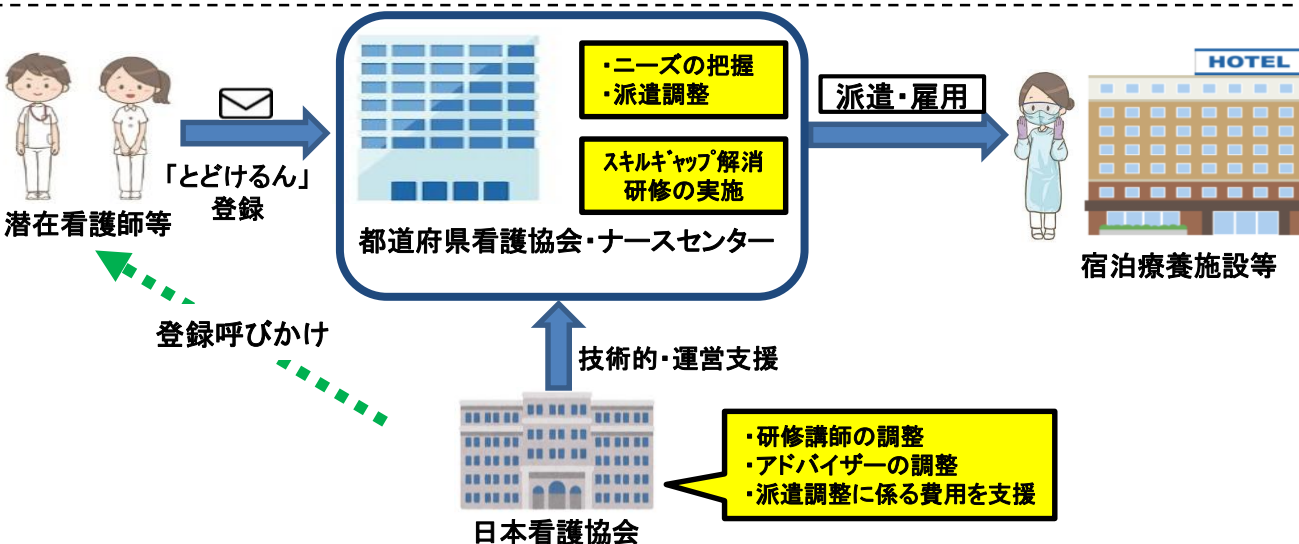
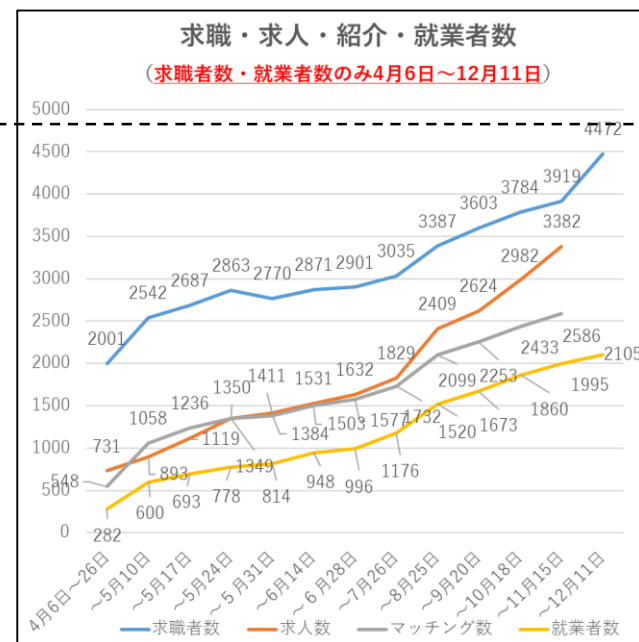


② 都道府県ナースセンターによる潜在看護師等の復職支援

- 都道府県ナースセンターに登録されている**潜在看護師等を活用**し、看護協会が調整して、**宿泊療養施設等の人材を確保**。
- 潜在看護師等が新型コロナ関連施設に安心して就業するために必要な研修や効果的なマッチングスキームを検討し、横展開。

【これまでの実績等（本年4月～12月11日）※求人数は11月15日】

- ・求人数3,382名に対して、就業者数は2,105名
- ・派遣先は宿泊療養施設が約50%、コールセンター・保健所・PCRセンター等が約45%



IV. 人材確保

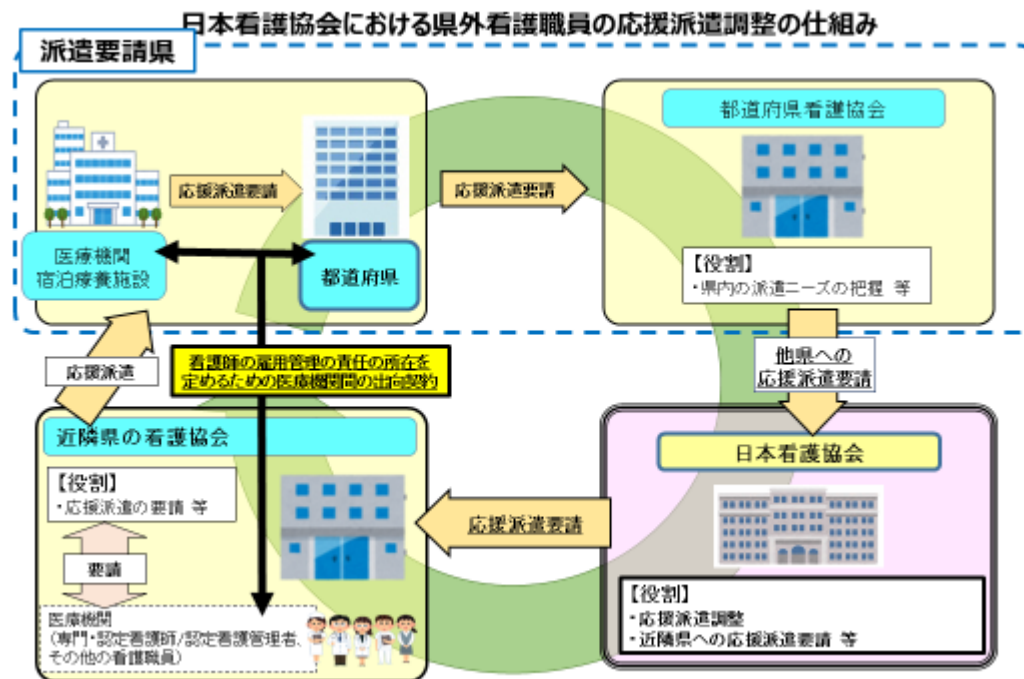
2. 看護師等の医療従事者派遣の支援（続き）

③ 全国知事会と連携した医療スタッフ派遣

- 都道府県の要請を踏まえ、**全国知事会と連携し、医療スタッフを派遣**（沖縄県に34名（8、9月）、北海道に20名（12月より順次）、大阪府に27名（12月より順次）を派遣）。

④ DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業等による看護師等派遣フレーム

- 第一次補正で創設したDMAT・DPAT等医療チーム派遣事業等による看護師等派遣フレームを活用し、**日本看護協会が各都道府県看護協会と調整し、県外医療機関に感染管理認定看護師等を含めた看護師等の応援派遣をする仕組みを整備**。
 ※ 都道府県からの都道府県看護協会を通じた応援派遣要請について、日本看護協会が、他の都道府県看護協会と調整を行い看護師を派遣（12/16時点で北海道、大阪に7名の派遣予定を調整済）。
- そのほか、日本看護系大学協議会に看護大学院生や教員に派遣等協力を依頼予定。



注）派遣調整に係る経費は「地域の医療提供体制確保のための看護職員の派遣調整事業」、応援派遣に係る経費は「DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業」で対応

IV. 人材確保

2. 看護師等の医療従事者派遣の支援（続き）

⑤ ECMOnetを活用した専門医等派遣

○ 重症者が多い地域に対して関係学会と連携して専門医等を派遣（ECMOnetの活用）

※ 感染拡大地域への派遣準備として、地域の状況を踏まえて、事前に厚生労働省とECMOnetが協議を行い、ECMO専門家チームの人選等、派遣要請に対応できる体制とする。

※ 本年4月以降、特定地域での重症患者の増加に備え、ECMOnetによる現場の医師等に対する研修を46都道府県で合計48回開催。1,500名以上参加

<専門医派遣スキーム>

① ICU管理や人工呼吸管理が必要な患者→各医療機関で診療する。

② ①の患者が悪化あるいは重症化リスクを有する場合、ECMOが必要になった場合

パターン1：当該医療機関でECMO診療を実施

パターン2：当該医療機関でECMO診療ができない場合：地域のECMO診療可能な病院へ転院搬送

→搬送先選定：① **ECMO地域コーディネーター**がDr to Drで調整

② 都道府県調整本部が**コーディネーター**と相談して搬送先を選定する）

医療機関の求めに応じて、**ECMOnet**が診療の助言・サポートを実施している

さらに地域全体の
ECMO患者が増えた場合

① **厚生労働省**は、**ECMOnet**に出動準備依頼

② **ECMOnet**は、全国の診療状況を踏まえて、現地に派遣するECMO専門家チームの人選を行う。

③ 都道府県から**厚生労働省**に派遣要請

④ **厚生労働省**は、**ECMOnet**に出動要請

⑤ **ECMOnet**が現地入りし、重症者の診療について、助言・指導を行う

① 当該地域外から**ECMOnet**の専門家チームを現地へ派遣し、当該地域内のECMO受け入れキャパシティを大きくする。

② 当該地域外へECMO患者を移送する（広域移送・搬送）。

→搬送先選定：現地入りしているECMO専門家チームの派遣元病院への移送を軸に調整を行う（**ECMOnet**、**厚生労働省**、都道府県）。

移送には**ECMOnet**からの派遣された専門家チームが同行する

IV . 人材確保

3.看護補助者等の確保や民間業者への委託による病棟業務の後方支援

- 看護師等の負担を軽減するため、看護業務のうち必ずしも看護師等が行わなくても良い業務（配膳、リネン交換、清掃等）を行う看護補助者の確保につなげるよう、看護補助者向けの感染対策に係る研修教材を作成し、周知。
- **院内の消毒・清掃等の委託料等は感染拡大防止等支援の補助対象経費**であることを明確化し、**民間業者への委託を促進**、看護師の負担を軽減。
- 新型コロナウイルス感染症患者在院している病棟・病室等の清掃・消毒を**受託可能な民間業者の一覧を医療機関に提供**。
- コロナ対応のしわ寄せを受けるその他病棟等に対し、ハローワークによる看護補助者のマッチングを強化し、医療提供体制全体を支援。

4.看護師等の育児環境の確保

- 地域医療介護総合確保基金による**病院内保育所の補助**において、近隣のコロナ患者等の受け入れ医療機関等の看護師等の子どもで保育が必要な事案が生じた場合に、当該**他の医療機関の子どもも利用できる**よう、**柔軟な対応**を都道府県に依頼。
- 医療従事者等の子どもに対する保育の提供において、次の取扱いが徹底されるよう、改めて周知。
 - ・ **保護者の職業や勤務先の状況**のみをもって、当該保護者の子どもを濃厚接触者に特定された子どもと同様の状況にあるとみなし、**登園を避けるよう要請**することは**適切な取扱いではない**こと
 - ・ 医療需要が増大していること等に鑑みて、子どもの預け先がなくなることで、医療従事者等が自宅待機、休職又は離職せざるを得ないような状況が発生しないよう、**臨時休園を行う等の場合**においても、**医療従事者等の子ども**については**代替保育の提供**を検討すること

V. 高齢者施設等の対応策

1. 高齢者施設等への感染発生防止策や検査の引き続きの徹底

- 感染対策のポイントをまとめた動画や手引きを活用した感染防止策の再徹底
- 感染管理認定看護師等を施設に派遣し、当該施設に応じた感染対策についての実地研修を実施
- 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」における感染対策に必要な物品購入支援等を引き続き実施（三次補正）
- 発熱等の症状を呈する者への検査、陽性者が発生した場合の原則全員検査など高齢者施設等への早期の検査の徹底
- クラスタが複数発生している地域における高齢者施設、医療機関等への積極的な検査の推進

2. 感染発生時の早期収束のための感染管理の徹底と感染症対応力向上

- 感染が発生した場合は専門家の速やかな派遣等により、ゾーニング等の感染管理を実施。関連支援について再周知。
- 感染発生時の職員不足に対応するための高齢者施設等間の応援体制構築の促進
- 新型コロナウイルス感染症BCPの策定支援ガイドライン作成・周知